

# 農林水産委員会議録第四十一号

昭和三十一年五月二十二日(火曜日)

午前十時五十七分開議

### 出席委員

委員長 村松 久義君  
理事吉川 久衛君 理事佐山茂太郎君  
理事白濱 仁吉君 理事助川 良平君  
理事田口長治郎君 理事中村 時雄君  
理事芳賀 貢君

赤澤 正道君 足立 篤郎君  
五十嵐吉藏君 石坂 繁君  
大森 玉木君 川村善八郎君  
楠美 省吾君 小枝 一雄君  
中馬 辰猪君 綱島 正興君  
原 捨思君 本名 武君  
松浦 東介君 松野 頼三君  
赤路 友藏君 淡谷 悠藏君  
伊瀬幸太郎君 稻富 稜人君  
石田 有全君 小川 豊明君  
神田 大作君 田中幾三郎君  
中村 英男君 日野 吉夫君

出席政府委員  
農林政務次官 大石 武一君  
農林事務官(農林事務局長) 安田善一郎君  
農林事務官(畜産局長) 渡部 伍良君

委員外の出席者  
農林事務官(畜産局副局長) 松田 寿郎君  
専門員 岩隈 博君

五月二十一日

委員楠美省吾君辞任につき、その補欠として千葉三郎君が議長の指名で委員に選任された。  
同月二十二日  
委員千葉三郎君辞任につきその補欠

として楠美省吾君が議長の指名で委員に選任された。

五月十九日

農林漁業組合再整備法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十二名提出、衆法第五七号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
家畜取引法案(内閣提出第九二号)(参議院送付)

○村松委員長 これより会議を開きます。

家畜取引法案を議題といたし、審査を進めます。質疑に入ります。質疑の通告がありますのでこれを許します。神田大作君。

○神田(大)委員 今度の家畜取引法案については、農家の立場に立つて、農家が家畜を自由に取引をする上において、農家は獣医師とかあるいはその他家畜を業としておる人たちによって取引が阻害されておったというのが現実であつたと思うのですが、そういう点に対しては、いかなる考えをお持ちでこの法案を作つたか、その点をお尋ね申し上げます。

○渡部(伍)政府委員 従来家畜の取引は、主として家畜商によつて相対取引といひますか、そでの下取引でやられておるのが大部分であります。売り手の農家はそれが一体どれだけの価格で最終的に売られたかということがよくわからない、買い手の方も、一体これは農家から幾らで手放されたものがこ

の値段で自分の手に入ったかというところがわからない、取引の上において何となくしつくりしないところであつたのであります。今回法律を出します上におきましては、まず家畜市場における取引は、家畜市場の施設とかあるいはそこに獣医師によつて、個体がりつぱであることと同時に、ガス張りの中で公明に行われるためにせりを原則とする、こういうふうにして

おります。一方市場外でも取引が行われることがありますが、その場合には必ず契約書、文書による書類を相手方に渡して、将来問題が起つた場合に証拠になるようにする、すなわち取引を公明にし、公開いたしまして円満な家畜の取引ができることを期待しておるの、この法律のねらいとするところでありませう。

○神田(大)委員 市場における家畜売買の適正化をはかるためにせりをする人の資格をきめるとか、そういうことに對しましては、この法案においては何ら規定してないと思ひますが、その点については自由になつても入つていくというふうなことにした方が公正な取引になるのか、それともせりをする人の一定の資格をきめた方がいいと思ふのか、その点お伺ひいたします。

○渡部(伍)政府委員 せりを行う者の資格は業務規程によつて定めさせていただきます、その地方々の特性を生かしたいと思つております。しかしいづれにしても、制限しても制限しなくても、取引の一切は毎日市場に公示さす

ことにいたしておりますので、今後は取引がやみからやみに行われることは防止できるというふうな考えております。

○神田(大)委員 業務規程で定めるといふが、業務規程では一体どういふうに定めるか、その構想を明らかにしてもらひたい。

○渡部(伍)政府委員 法律第四条に基きまして書いておるのでございませう。特に御指摘のあります取引を行う者の制限につきましては、私の方としてはしましては、その取引人が従来不正を行つたことがないこと、その不正の中には代金の支払いが悪い、あるいは刑事裁判に問われておるといふような取引の信用を害する事項がなければいい、こういうふうな現在のところは広く考えております。

○神田(大)委員 今の説明だと非常にばく然としておりました、規程で資格をきめるといふようなことの具体的な話になつていないのですが、農林省としてはそれ以上の構想はないのでございませうか。

○渡部(伍)政府委員 現在のところあまりこまかく指示しない方がいいんじゃないかと思ひます。この法律によりますと、せりにしましては文書契約にしまして、従来の取引からいいますと相当はつきりしたのにならぬ、これは一般の取引からいへば、あるいは非常に時代おくれといふふうな御批評もあると思ひますけれども、事実はそうでありますので、これから相当期

間をかけて教育しなければならぬといふのが実情であります。従つて本法によつて市場を開き、その状況を見ました上で順次必要な規定を追加していく方がいいのではないかと、いふうに考えております。

○神田(大)委員 どうもあまりばく然として話がわかりませんが、家畜市場における家畜商というものが大体市場の取引というものを支配すると思ふのであります。その家畜商というものは何らの資格もなく、だれでも届出をすれば家畜商になれるので、いろいろな弊害があると思ふのであります。そういう点において生産者、消費者を保護する意味合いにおいてこのせり市に参加する家畜商に対する何らかの基準とか資格に対して考えなければならぬと思ひますが、そういう点はどうかお考えでありますか。

○渡部(伍)政府委員 御指摘の通りであります。私どもの方でも家畜商法を改正いたしまして、たとえば試験制度をしつと、法律的にもつと資格制限というふうなことを考えたのであります。現行憲法のもとにおきましては、単に取引上の問題だけで制限を課することは困難であります。たとへば衛生の問題とか、あるいは非常に公安に影響があるという場合であれば、そういう規定を置けるのであるけれども、相対の取引あるいはせりの取引の中で、買手売手の間に見込み違いがあつた、そういう場合をできるだけ防止するようなきつ規則を行うということ

は、法制局におきまして十分議論した結果、憲法上許されないということと法律の改正まではいっておりません。

しかし現実にはいろいろな家畜商がおります、家畜商の数は五万といい六万といい、とにかくお話をよ年に二頭か三頭扱って家畜商の免許を持つておるのであります。従いまして現在私どもの方で考えておりますのは、実際の指導方針として県の公認あるいは推薦家畜商あるいは畜産団体の推薦公認の家畜商、そういうもので仕分けをして取引の円滑と公正を期するようにしたらどうか、こういう案を考えて今相談中であります。

○神田(大)委員 今の場合は家畜商に対して何らの法的な制約は加えない。それは憲法においてできないということはわかりますが、もし不正な取引をやった、あるいは家畜市場の育成のために好ましくない、そういう場合にはどういような方法でそれを助長するののか。

○渡部(伍)政府委員 ただいま申し上げましたように、売手、買手の自発的な推薦制度というふうなものほかに、もし現実に実商法なり家畜市場法なりの法律違反の事実があればこれは当然排除できます。その程度にいかないで、法律の盲点をくぐって、実際には相手方に迷惑を及ぼす。これは商売ではうまくやったというふうにいわれる部分があるかもしれません、それで困りますから、そういうものは今度先ほど申し上げましたように、順次業務規程の中に細則を追加することにしまして防止していきたい、こういうふうな考えております。

○神田(大)委員 業務規程の中でそういうことを順次追加するということが、業務規程というものは一体どういうことまで定められるのですか。そういう点において業務規程というものが、法律で定められた以上広範なそういうことがまかせられることになっておりますか。

○渡部(伍)政府委員 業務規程の規定すべき事項は、法律第四条にありまして、取引上準則となるべき事項を記載するのであります、そのあとの方に、たとえば八、九、十、十一というふうにこまかく取引の方法を規定することができるようになっております。特に十一につきましては、違約の場合の処置」という項目がありまして、取引上不正を行なった場合、その程度によりまして一時市場に出入りを禁止するとかいふこともできるわけですが、それらはそれぞれの地方の市場の大きさあるいは従来の慣習等が相当違っておりまして、一律にこうやれということをお私の方から当初から指示はいたしません、順次経験によって業務規程の内容が整備でき、御指摘のような不正といえますか、あるいは賢い家畜商の排除はできるものというふうには私に考えております。

○神田(大)委員 今度の家畜市場法を制定した大きな目的は、中小家畜市場が乱立して、取引の公正を欠くというふうなことも大きな目的であろうと思っておりますが、現在全国でどのくらい家畜市場があつて、しかもそれを政府としてどの程度に指定していった方が適正であるかというふうなことはお考えになったことがありますか。

○渡部(伍)政府委員 市場の数並びに開設者の調査は、別に資料でお配り申し上げておりますが、大部分が農業協同組合であります。千三、四百の数になつておりますが、これの考へをいたしましては、この中の実情を見ますと、その次の表に種類の家畜……第三表には市場別の取扱頭数別に市場の数を出しておりますが、非常に小さな市場等もあつたので、われわれの大体の目標といたしましては、半分もあれば数は十分ではないか、こういうふうな考へております。しかしそれはその地方々々の飼育頭数及び地域の広さによつて、一概に何頭以下は整備したいというこは言えませんが、この法律に書いておられますように、地方長官が認定して整備していく、こういうふうな考へております。

○神田(大)委員 非常にたくさん市場があつて困るというふうなことも全国にはあるでしょうが、所によつては家畜市場がないためにいわゆる個人取引が行われて、そのために農家が非常に損害を受ける。不正な取引が行われておるとは事実であるかと思つて、そういう場合に、整備も必要であるけれども、もつとこまかく市場が開設され、しかもそういう市場によつて簡易に取引されるような方法が必要じゃないかろうかと思つて、こういう問題についてどう考へられますか。

○渡部(伍)政府委員 地方によつてはそういうことの必要な地方があることは認めざるを得ないと思つて、これはこの前の家畜市場法が廃止になったときに、すぐにあつては果によつては条例を出しまして、あとの始末をしたところもあるし、そうでないところはほつたらかしくなつておる県もあるわけです。その後、昭和二十三年

に廃止したのでありますから、七、八年になりまして、家畜の頭数等も非常にふえておりますが、従来のままではいけない地方が相当出てきております。それらは私の方で行政指導によりまして、県あるいは畜産団体を懲罰して、模範的な市場を作らせるように指導したい、こういうふうに考へます。

○神田(大)委員 家畜市場の整備というものは非常に大事なことであつて、これがある一つの力によつてやられると、かえつて家畜取引の公正を欠く、たとえば整備しなくてもいい家畜市場を整備したり、あるいは開設しなかつたはならぬ必要な土地に開設しなかつた、これは家畜の実態と即応して非常に大事なことでありと思つて、この家畜模範取引所の設置あるいは家畜の市場を開設することによつて、その地方の産業その地方の取引が円滑にいくというふうな、そういう点については、こまかく統計に基いて、その土地の経済事情に基いて指導しなくてはならぬと思つて、指導しなかつたことに対して、大体あなたたちは、今までの家畜市場を半減するというふうな方針のございますけれども、半減した場合におけるいろいろの不便、あるいはそういう不合理というふうなことに對しましては、どう考へになつておられますか。

○渡部(伍)政府委員 これは私の方でただいまお配りしております資料の第三表から、一市場当りの取扱頭数別の数を出しております。それによりまして一年間における頭数が百頭以下のものが千百以上もある。あるいは百頭から四百頭までが七百力所もある、こういう状態でありまして、それを見

て机上の計算で大体の数字を出しておるのであります。実際にはこれは農家の飼育所から市場まで持つていきます距離、それからその地域内の頭数に於いて、一概にその頭数だけで整理をすることができないのは当然でありまして、そこで法律の十九条以下におきまして、私の方では無理押しをするという考へではなく、もしその地方の中で、今まで市場を開催しておる関係者があつたが、いといふならば、地方長官に申請して、そして十分その地域内の関係者の意見も尊重した上で整備計画を立てる、こういうふうにしております。従つて戦時中でありましたような企業の整備を無理々々とする、こういう考へ方ではなくして、その市場の能力を上げ、そのことがひいては家畜の生産者の利益になるという目的が達せられなければ、無理にこのことをやらうという意思はないのであります。従つて十九条以下に、ある程度こまかく規定を置いておるゆゑも、そういうところから出ておるのであります。

○神田(大)委員 今の家畜市場は大家畜ですね。牛、馬とかそういうものに大体限られておるのですけれども、豚とか綿羊とかいう小家畜に対してはどのように考へになつておるか。

○渡部(伍)政府委員 家畜の種類別の市場の数は二ページに掲げておられますように、御指摘の通り牛、馬が主でありまして、中家畜の市場の数は非常に少ないのであります。これは従来肉の生産者、あるいは綿羊につきましては、毛の処理業者というものとある程度特約的な飼育が行われておるといふことが相当大きい原因であると思つて、しかし今後の傾向といたしまして

○神田(大)委員 今度の家畜市場法を制定した大きな目的は、中小家畜市場が乱立して、取引の公正を欠くというふうなことも大きな目的であろうと思つて、現在全国でどのくらい家畜市場があつて、しかもそれを政府としてどの程度に指定していった方が適正であるかというふうなことはお考えになったことがありますか。

○渡部(伍)政府委員 市場の数並びに開設者の調査は、別に資料でお配り申し上げておりますが、大部分が農業協同組合であります。千三、四百の数になつておりますが、これの考へをいたしましては、この中の実情を見ますと、その次の表に種類の家畜……第三表には市場別の取扱頭数別に市場の数を出しておりますが、非常に小さな市場等もあつたので、われわれの大体の目標といたしましては、半分もあれば数は十分ではないか、こういうふうな考へております。しかしそれはその地方々々の飼育頭数及び地域の広さによつて、一概に何頭以下は整備したいというこは言えませんが、この法律に書いておられますように、地方長官が認定して整備していく、こういうふうな考へております。

○神田(大)委員 非常にたくさん市場があつて困るというふうなことも全国にはあるでしょうが、所によつては家畜市場がないためにいわゆる個人取引が行われて、そのために農家が非常に損害を受ける。不正な取引が行われておるとは事実であるかと思つて、そういう場合に、整備も必要であるけれども、もつとこまかく市場が開設され、しかもそういう市場によつて簡易に取引されるような方法が必要じゃないかろうかと思つて、こういう問題についてどう考へられますか。

○渡部(伍)政府委員 地方によつてはそういうことの必要な地方があることは認めざるを得ないと思つて、これはこの前の家畜市場法が廃止になったときに、すぐにあつては果によつては条例を出しまして、あとの始末をしたところもあるし、そうでないところはほつたらかしくなつておる県もあるわけです。その後、昭和二十三年





とで現在は進んでいこうと考えており  
ます。

○神田(大)委員 自家屠殺の問題につ  
いては、実際問題とすると申請しても  
なかなか許可しないのです。これは、  
たとえば農家が売っても引き合わない  
という場合が出てくるのです。それ  
は、今までの飼育費用から換算してと  
てもそういう価格では引き合わない  
という場合に、やはり農家は、それでは  
共同で食べようじゃないかというよう  
な場合に、実際問題として許可してく  
れない。そういう点は今後もっと簡易  
に許可することによって、正常な価格  
取引が促進されると思うのです。そ  
ういふ点についてはどうお考えになりま  
すか。

○渡部(伍)政府委員 お話ごもつとも  
であります。ただ最近までは、終戦後  
肉の需要が非常に旺盛でして、やみ屠  
殺というものが横行したわけでありま  
す。そういう場合にお説のような簡易  
屠殺を認めれば、やみ屠殺で、ほんと  
に衛生的な処理——獣医に相談する  
なら相談するというをやって、  
やってくればいいのですが、そうい  
うことをしないでやる。そこで丹毒に  
かかっておる牛を食ったとかいう問題  
も出てきたのであります。そこで非常  
に神経質になっておるのであります  
が、だんだん世の中が落ちついてきた  
のでありますから、一定の施設と一定  
の、獣医あるいは保健所の医者の立ち  
会いのもとにならば、自家屠殺ができ  
るといふことくらいは考えていいの  
じゃないか。これは私まだ個人の考え  
であります。そういう方向で今後研  
究を進めたい。これは厚生省が衛生の  
方から非常にやかましい問題でありま

すので、厚生省の方と渡り合わなけれ  
ばいかぬ問題であります。実際の実  
情をもつとはつきりいたしまして、も  
う世の中が落ちついたから、いわゆる  
危険なやみ屠殺はないのだという実際  
を示して、農家にそういう道を聞くこ  
とは、当然農林省としてやらなければ  
ならぬと考えております。

○神田(大)委員 終戦当時と現在は非  
常に違っておりまして、われわれの食  
生活もずつと変化しておるので。い  
つまでも十年、二十年も前のそうい  
う考え方を持って自家屠殺を制限して  
おるといふことは、やはり畜産の増殖に  
はならぬと思う。農家が飼育をして、  
そしてそれが簡易に食べられる、余  
たやつはほとんど売れるのだというこ  
とにしないと、不合理な面が出てくる  
と思う。その点局長が言ったように、  
厚生省と折衝して、できるだけそうい  
う点を緩和してもらいたいと考えてお  
ります。

最後に、先にもちよつと申しました  
が、要するに家畜の取引というものが、  
現在においてそれが公正に取引さ  
れるか取引されないかという問題は、  
家畜ももちろん役牛やあるいは役馬と  
して使用される、その他に使用される  
場合においては肉として食用にされ  
る。その場合に枝肉市場の現在の取引  
が、果して適正にうまく運営されてお  
るかどうかというところが非常に家畜取  
引にも影響する。枝肉市場がかりに正  
当に取引されておれば、自然と家畜市  
場というものはそれによって公正にな  
るわけですから。この枝肉市場の取引の機  
構、取引の方法あるいはそういう問題  
について、もっと検討を加えて正しい  
ものにしていく必要があると思うので

すが、その点についてはどうお考えに  
なりますか。

○渡部(伍)政府委員 御指摘の通り現  
在枝肉の取引の公明化が非常な問題に  
なっているのです。ところがこれはや  
はりせりにした方がいいという見地か  
ら、せりにするために冷蔵庫、懸垂  
施設、肉をかけて置く施設が十分でな  
ければできませんから、まずその施設  
を作ることが先決だというので、東京  
都に四千万円の補助金を出したのは、  
冷蔵庫と懸垂施設を作る補助金が主  
になっておるわけでありまして、それが  
きまされた時には、まずそこからせりを  
やらしていただく。現在のところは狭  
いところに十人、二十人押しかけてき  
て、一々枝肉の前に立ってその下に  
手を突っ込んでやっておるのが実情で  
ありますので、こういう狭い施設でい  
きなりせりに持つていけといつても、  
これは不可能なことだと思ひます。そ  
で、まず施設を作つていこう。それで  
その施設を現に建設中でありまして  
ら、これももうちよつとお待ち願いた  
いと思ひます。それをどういふふう  
にやるかということについては、せりが  
原則である。それに従つていろいろな  
状況を考えるべしということ、今農  
林省から東京都の方に事務的な指示を  
与えて準備をさせております。

○神田(大)委員 それといま一つ大事  
なことは、今枝肉市場の公正な取引と  
いふものが大きな問題です。同時に今  
度はいま一つは、市場の市況というも  
のが末端に正しく反映すること、その  
ためにはいづゆる家畜組合といふ  
か、家畜協同組合といふか、ある  
いは今農業協同組合が主としてやつ  
て

なものがこの家畜の問題に對してもつ  
と強化されなくてはならぬ。ところが  
地方に行くと、家畜といふものはいわ  
ゆる農家のものじゃないに、消費者の  
ものじゃないに、家畜商のものであ  
る。家畜商の家畜である。いわゆる畜  
産行政も農民の畜産行政でなく、家畜  
商の行政である。この点を根本的に改  
善しなければ、日本の家畜の増殖とか  
正常な発達といふものはなかなか期  
せられない。この点は私が先ほど申し  
おる通り、どうしたならば農民のため  
の畜政になるか、あるいは消費者のた  
めの畜政になるかということにつ  
いて、あなたたちは責任者でありますか  
ら、この点は十分にわかつておるのだ  
けれども、實際現在の状況では手が入  
らないだろうと私は思ふ。これを根本  
的に改革しない限りにおいては、どう  
いう法律を出してもだめだと思ふので  
す。こういう根本的な問題についてあ  
なたたちはどうお考えになっておりま  
すか。

○渡部(伍)政府委員 御指摘の通り  
あります。これは先ほど申し上げま  
したように、畜産の目標をどうするか  
ということがまず第一であります。こ  
れは先ほど申し上げましたように、従  
来は軍馬と役あるいは堆肥をとるため  
の畜産であつたのであります。今度は  
軍馬はなくなりまして、役と  
肉、あるいは卵、毛、その部分が非常  
に大きくつけ加わつた。すなわち従来  
は一年のうち十日なり二十日役  
使つただけで、あとおなけとして老衰  
してそれを売つていくという考え方で  
あつたのでありますけれども、これを  
役に使つると同時に、肉として和牛なら  
和牛を売るといふ考え方にならなけれ

ばならぬ。やつと、たとえば和牛の先  
生方もそういうふうな認識になりまし  
て、生産者の方でも目標がはっきりし  
てきたようでありまして。そういうふう  
な状態でありまして、この波に乗り  
まして、一連の施設を充実することに  
よつて、家畜を飼う人の利益、その  
製品、肉、卵等を買う人の利益、そ  
ういふものを擁護するようにしたい。こ  
れは先ほど申し上げましたように、た  
とえば農業協同組合中央会なり全販  
連、今の団体等にも話しかけておりま  
すけれども、十分研究が積んでない  
から、畜産に對しての理解はなかなか  
めんどろなところがあります。これら  
をどうしても得心していただいで、農  
家は農家の側で意思を統一する必要が  
ある。それからまたいたずらに肉質は  
農家を搾取したといふような考え方で  
なしに、やはり取引だから対立させま  
すけれども、結局はどつさり——いじ  
められてもうまくいかないわけですか  
ら、これも畜産会の中で議論をするよ  
うに今なりつつありますから、その点  
もお説の方向にいけると、われわれは  
考えております。いま一その努力を  
いたしますので、国会の方でも御鞭撻  
をお願いしたいと思います。

○神田(大)委員 これは畜産行政の根  
本的な問題ですね。われわれは生産者  
側にも非常な欠陥があると思つたので  
す。生産者側が、協同組合等が今日畜  
産問題に對して非常に知識が足りない  
い、あるいは技術が足りない。そうい  
う面においてはやはり専門的な者に牛耳  
られるといふことは、今までの段階に  
おいては当然だと思ふ。しかしそれを  
いつまでも放任しておくことは、これ  
は日本の畜産行政のために、畜産の振

興のためにはプラスにならぬと思う。そういう意味合いにおいて私は、生産者をして自分の利益を守ると同時に、畜産の振興に役立たせるために、やはり協同組合的なものを育成しなければならぬ。そういう点において、農業団体もそういうことを考えなければならぬけれども、さしあたって、これは行政面において、あなたたちにおいても絶大な考慮を払って、具体的な施策を持ってもらいたい。私はこういう例を持っておりませう。私の方では畜産協同組合というものを作つた。ところがこれがいつの間にか生産者の団体じゃなしに、地方の肉屋や家畜商の協同組合になった。それで農業協同組合の連合会、それからそういう畜産協同組合の生産者の団体でないものができて、県でもって畜産委員というのを選任することになった。ところが協同組合関係の責任者が畜産委員にならないで、そういう家畜商の代表者が畜産委員になった。だからこれは県段階においても、生産者の畜産行政になってきて、畜産の畜産行政になってきて、こういうことは今までのいろいろの関係でなかなかむずかしい問題であるけれども、私は畜産を振興する意味合いにおいて適当なる——家畜商としても適正なる利潤を得ることは、現段階においてははやむを得ないことなんだけれども、そのために生産増強を阻害するよくなことがあってはならぬから、この点について、一つあなたたちは市場の立場に立つて、一つあなたたちは市場の問題、末端における家畜生産者と家畜商との取引の問題、あるいは消費者と肉の販売者との問題、そういう問題について根本的な改革をするためにやってみて

ない、どんなに家畜取引法を作つても、これは何ら役に立たぬ。ただ特定の人のために利潤を守っていくようなものになってしまふのじゃなからうかと憂える。そういう根本的な問題を解決せずして、この家畜取引法が成立しても、私は意味ないと考へる。こういう意味合いにおいて、もつと末端の事情をよく勘案されまして、善処してもらいたいと思つておりますが、それにしても、現在の生産者の団体とすれば農業協同組合でございますけれども、この農業協同組合等の家畜の取引等に関する知識とか経験、特別な技術、そういうものをどういうふうにして作り上げるかについて、あなたたちは特定な考え方を持っておるかどうか、お尋ねします。

○渡部(伍)政府委員 お説ごもつともでありまして、一々問題は御指摘の通りであります。その方向に向つてやつておるのであります。来年度の予算にはそれらの点について、相当思いきつた経費を計上したい、さように考えております。農業団体の関係において、これは現実には農業協同組合中央会の方に私どもも出てお話を重ねております。しかしお話のように、なかなかこれは特殊専門分野として、あまり御理解が願えないのであります。これは繰り返して繰り返してどうして農業者の団体において、はつきりした畜産の将来、これは成畜の個体だけでなく、製品にまで関心を持った農業団体の動きが必要であると考えます。

○稲富委員 市場開設者の資格というもの、明記してないのですが、どういうわけか明記されなかつたのか、その点つまびらかにしていただきたい。

○渡部(伍)政府委員 市場開設者の資格は、第五条に書いてあるのでございまして、これはそういう資格というよりも、どういう事故のある者は開設者になり得ないというのを書いておるわけでございます。

○稲富委員 この第五条は開設不適格な資格だけを示してあるものであつて、もつと市場というものを積極的に推進しようとするならば、こういう資格の者でなければならぬ、こういう団体でなければならぬ、このことを明記することが、市場を積極的に推進するゆえんだと思つて。ただこういうものは資格がないのだということ、資格を決定するということ、ほんとうに資格決定の趣旨に沿わないと思つて。この点提案者はどういふお考えを持っておられるかというのを承つておきたい。

○渡部(伍)政府委員 配付申し上げました資料の中で、開設者別の市場数という表がございますが、ほとんど大部分が農業協同組合になつてゐるわけですから、従つて私の方では積極的に示しておるといふ考へ方でありまして、あとはやつてもらつてはいいかぬ人だけを協同組合が市場を開設してもらいたいというのがねらいであります。

○稲富委員 それならばその点は、こういう人は資格者であるという法律を提案するの、明記するのがほんとうじゃないか。現在協同組合がやつておるから、これだけを明記すれば——これこれの人は資格がないというよりも、資格者ははつきりきめるということとが、大体立法の趣旨でなければならぬと思つておるのか、立案者のどの点が違つておるのか。この点だけ私に関連して聞いておきたい。

○渡部(伍)政府委員 これは一つの憲法上の権利の問題になつてくるわけですから、すなわちある特定の資格のある人だけがよくて、あとはだめだという規定はできないのであります。やつちやいかぬ人を規定する以外には、今の法の建前からできないので、こういうふうにしたのであります。

○安田(善)政府委員 農業協同組合の畜産の仕事を進展させますことにつきましては、まず第一に、自主的に最近取扱いの基本、畜産行政に対する批判及び積極的な推進等、熱意の高揚しておるものがありまして、長野等においては、畜産専門の農業協同組合連合会などもあつて、これに準じて他の地区におきましても、場所によつては畜産単独の部課を設けて特に力を入れておるところがあります。鶏卵、豚肉販売加工等においてももちろんありますが、全般的な畜政制度の問題、消費宣伝の問題、こういうことは農協中央会の自主的な力に待ちますとともに、政府も本年度六千万円の予算を計上して補助し、それらによりまして活動していただくつもりでありますので、自主的な力をもつて大いにやつていただきます、こういうことになつております。今後はなお一そうそういう方面に力を尽していきたいと思つております。

○神田(大)委員 それでは今の経済局長の答弁に對しましては、あとの機会に質問したいと思つておる。

○村松委員長 芳賀君。

○芳賀委員 まずこの法律の提案者であるところの政府を代表して大石政務次官にお尋ねしたいのですが、家畜取引法は、これは以前に家畜市場法というのがありまして、昭和二十三年に廃止になつております。その後それにかわるような意味で初めて出たのですが、この法案の内容を検討すると、最初からふんどうしをゆるめておるような法案なんです。どこにも締りというものが全然ないのです。ですから、どういうためにこの締りのない法案を作つたかということをお尋ねしておきたい。

○大石(武)政府委員 お答えいたしました。(憲法尊重かと呼ぶ者あり)おつしやる通りでありまして、大体が憲法尊重の意味であります。二十三年から今までの法律がなかつたのでありますが、法律を作る場合には、やはりどうしてか初めからきついかたいものはないかなかなか作り得ないのが現状であります。この程度でやつておけば、まあまあ今までの原条例によるよりも、もつとよいか家畜取引法ができるということ、これによつて一応やりまして、だんだん改善して完全なものに持つていきたい、これが一応の考へ方でありまして。

○芳賀委員 憲法尊重ということである、どの点が憲法違反になるという事柄をあげてもらわないと、國民の自由とかあるのは経済的な行為の自由というものは、家畜取引法以外においても規制している問題が非常に多いのです。そういうことであるから、一つの國の秩序を維持するために、一つ完全な個人自由の原則の上に立つて行動するというものがほとんど全部規制されてはならぬということになれば、

こういふはつきりした法律というものができなくなるのです。ただ憲法に触れるということに名をかりて、こういう非常に効果の上らない法律を作るといふのは、政府としても非常に無責任な態度ではないか。どこが憲法に抵触するのですか。

○大石(武)政府委員 この全体の行き方がこの程度で一番よろしかろう、この程度が一番憲法に抵触しないであろうと私は考えておるわけでございます。逆に、どこが一番ふんどしがゆるんでおるのか、その点を御指摘いただければ、それについて考え方を申し上げます。

○芳賀委員 では具体的に御尋ねしますが、第一の点は、家畜市場を設けるということ、その利用度を高めるといふことだと思つておるのです。家畜市場を開設した場合は、産地市場においても、中間市場においても、やはりその市場を高度に活用させるようにしなければいけないと思つておるのです。もう一つは、この市場以外に於いての取引をできるだけ規制するといふことでなければ、利用度を高めるといふことにはいけません。そういう場合の家畜市場の利用度を増大させるための具体的な措置といふものは、この法案の中においてはあまり明確になっていないのですが、そういう点をどこにうたつてあるかといふことですね。行政的な措置としては四百万くらい取引に対して補助を出すわけですが、そういう微温的なものがあるとしても、市場を利用した者に対するもう少し具体的な優遇措置が講ぜられるとするならばどういふ点であるかといふことを具体的に示してもらいたい。

○大石(武)政府委員 一例をあげますと、設備を非常にりっぱにしている取引ができるということ、あるいはせりにいたしまして、取引の公正であるとか、いい正ししい価格の形成といふこと、こういうふうにいいたしたいと思つておるわけでございますが、なお具体的なことにしましては畜産局長よりお答えいたさせたいと思つておる。

○渡部(伍)政府委員 ただいま政務次官が申し上げた通りであります。なおそのほかに、毎日の取引の詳細を公表すること、これが一番大きい問題になつておると思つておる。

それから、従来は許可制度にしておつたのでありますが、その許可制度が新憲法に抵触するといふので二十三年に廃止になつたのであります。そのかわりに、一定の資格要件等をきめて登録させるといふことにしているわけでありまして、それからさらに、ただいまお話がありましたところの、場外取引を禁止しないのはどうかといふお話であります。これは営業の自由といふことにまづこうから抵触するのであります。非常に公共性の強いもの、たとえば証券取引所のごとく、その取引いかんによつては日本経済の大混乱を起すといふふうな、市場そのものに直接影響を与える範囲内のもの、そういう影響が大きいものについては規定している例もありません。家畜市場は常時開設するのでなくして、定期々々にやるのが通例でありますので、そういうところまでいくのは新憲法のもとでは行き過ぎであるといふことで、これは私どもの方でもいふん法制局と議論したのであります。そう勝手なことばか

りもできないといふので、今回の法律はこれを入れることができなかったのであります。

○芳賀委員 今後やはり場外取引といふものは非常に問題になると思つておる。場外取引といふものは、結局特定の地域の中においていふゆる家畜の取扱をやつておるのが家畜商ですね。その地域における家畜の取引の支配的な力を歴史的にこの人たちが持つておるわけですから、この法律が成立してもやはり依然として、場外取引が簡単に跡を断つというふうなことはなかなかいかぬのではないかとおる。むしろ市場取引と対抗するようになつておる。巧妙な場外取引が行われておる。いふふうにも考えられるわけでありまして、もう一つ、この市場を利用する人の立場から見ると、市場による取引の方が経済的にいって確かに有利だといふことは生産者等も考えておるわけでありまして、その場合、公開ですから幾らで取引されたかといふことが明らかになる。そうすると、当然これは税金の面等にも関係するといふような一つの不安がともされるわけでありまして、ですから、税等に対する配慮を市場に上場した場合にはいかにどうするかといふようなこともやはり考える必要があると思つておる。そういう配慮といふものはどういふふうにしておるのですか。

○大石(武)政府委員 おつしやる通りだと思つておる。すつかり取引の内容がわかれば、やはり税の面に関しても農民に非常に不安を与えるといふことは全く同感でございます。従いまして、その方面の配慮まで当然いたすべきでございます。それを法案の内容に盛り

るといふことは非常にむずかしいことだと思つておる。別の方面においてこれを指導して参りたいと思つておるわけでありまして。

○芳賀委員 次に、先ほど稲富さんからも質問がございましたが、家畜市場の性格規定が非常にいいまいになつておるわけですね。たとえばこの市場が農民の共同利用施設のものであるか、あるいは公共的施設であるか、そういう点の性格規定といふものが非常に不明確なわけですが、先ほどの畜産局長の答弁によると、開設者を主として協同組合等に期待するといふことでありまして、その点はどうなんでありませうか。登録は知事が認めることによつてやられるといふことになるわけですね。

○渡部(伍)政府委員 これは現在のところではどうしても協同組合の共同利用施設な性格が強いことになりまして、なぜかと申しますと、家畜の頭数がこの市場の開催日を継続的にやるだけないわけでありまして、これが今予想しておるような家畜の頭数になるといふことになれば、それによつて所要の改正を当然与えなければならぬことになると思つておる。現在のところはどうかして先ほど申し上げましたように、協同組合の共同利用的色彩が強い、これはやむを得ぬと思つておる。

○芳賀委員 次に法第十五条の規定ですが、取引の方法で、せりまたは入札によらない場合といふようなただし書きの規定があるわけですが、このせりとか入札といふものは正当な市場における取引の行為なんで、それ以外の場合といふのはどういふ場合ですか。

とか、特殊の資質を持つておるものとか、そういうものでせりにかけても一般的にはちよつと効果がないもの、あるいは災害などで施設がこわれたとかなんとかいふ場合、せりをやる施設が間に合わないといふ場合も予想できまうので、こういうただし書きの規定を入れておるわけでありまして。

○芳賀委員 そうすると、せりにかけるべき必要を認めない場合ですか。か、あるいはその施設等が使用できない事態になつたといふときの取引ですか。

○渡部(伍)政府委員 私のところで現在考えておるのはいふ点であります。

○芳賀委員 それではそれは特に例外規定だと思つておる。その次はせり人ですが、これはいふゆる仲立ち業者といふことになると思つておる。私どもも知つておるところでは、最初は法案の中にせり人の規定をうたつたといふことであつたように承知しておる。これが今度業務規程に全部ゆだねてあるようでありまして、こういうせり人の資格条件等はやはり市場経営の上からいふと非常に大事な点であると思つておる。こういう大事な点を業務規程等によつておるといふ点はどうも理解に苦しむわけですが、どういふ理由でこうなつたのですか。

○渡部(伍)政府委員 これは家畜の規模とかあるいは地方の状況等によりまして、あまりこまかく法律で規定しない方がいふのではないかと。それよりも基準を指示してやつた方がいふのではないかと、こういう関係から法律から落したのであります。

○芳賀委員 それじゃこのせり人の点  
は不明確にしておいた方がいいという  
のですか。これは明確にしておいた方  
がいい。やはりせり人というものは、  
その市場においては中心的な役割を果  
すものなんです。そういうものを非常  
にまいにちしておいた場合において  
は、期待した効果が上らぬ場合がある  
と思います。今の説明では納得できな  
いのです。

○渡部(伍)政府委員 これは先ほど申  
し上げましたように、市場の性格とし  
て協同組合の共同利用的な施設とい  
う点から見ますと、むしろ逆にこの業務  
規程等で資格を自主的にきめた方が実  
情に合うのじゃないか、こういう意見  
が出てきたのであります。法律で罰金  
と、資格等についてもどうしても  
非常に制限的な規制だけしかできなく  
なりまして、せり人がどうあるべきか  
ということ、やはり市場開設者が相  
当権限を持って業務規程できめた方が  
よい、こういう考え方で書いたのであ  
ります。

○芳賀委員 次に取引によるものの  
代金の決済ですが、こういう点はやは  
り市場を利用する者は安心して取引が  
できるようにしなければならぬので  
す。この取引代金の決済は、もちろん  
その開設者に大半の責任があると思  
うのですが、その責任の限界というも  
のはどういふことで規定しておるの  
ですか。

○渡部(伍)政府委員 ちょっと意味が  
よくわからないのですが、責任の限界  
といふこと……。  
○芳賀委員 つまりせりにかけるで  
しょう。そうしてその取引が成立する  
でしょう。そういう場合においては当

然代金の決済を行うということになる  
でしょう。ですから市場に出場させた  
場合においては、当然開設者に対する  
責任というものが相当あると思うので  
す。その責任の限界というものは市場  
開設者にあるものであるか、それとも  
そのせりに出た馬とか牛とかを買  
取った者にあるのか、そういう点はや  
はり明らかにしておいた方がいいと思  
います。

○渡部(伍)政府委員 これは十六条に  
規定してありますように、開設者が全  
責任を負うわけでありまして。買った人  
は開設者に払う、売った人は開設者か  
らもらう、こういうことになります。  
○芳賀委員 そうすると代金決済はあ  
くまで開設者が最終的に責任を負  
うということになりますね。

その次にお尋ねいたしたい点は、こ  
こに市場の再編整備の問題がうたつて  
ありますが、新しい市場を開設する場  
合における地区の範囲というものは非  
常に影響があるので、どの程度の区域  
を一単位市場の区域とする計画であ  
るか。もちろん府県によりいろいろな立  
地条件によって違うと思いますが、大  
体の基準というものはあると思いま  
す。

○渡部(伍)政府委員 これは要するに  
家畜を売買する当事者が家畜を運び得  
る経済単位、つまり一晩もかけて持  
ていかなければならぬようなところで  
は絶対的なものであります。数時間で到  
達し得る地域ということになります。  
ですから数方町村または県によつては  
一郡くらいの範囲、こういう考えでお  
ります。

連合会等にその開設者の地位を与える  
ことが望ましいと思ふれば、その競合と  
いうものは避けられると思ふます。し  
かし一つの地域内において異なった性  
格を持った市場の経営者が現れた場  
合においては、スムーズにいかない場  
合も出てくると思ふます。そういう調  
整等はやはり必要になってくると思  
いますが、そういう場合はどうやって調  
整するのですか。

○渡部(伍)政府委員 現在われわれの  
方で調べたところでは、そういう事実  
がないのであります。従つて法律には  
そういう規定をわざと落しておるので  
あります。今後の問題でそういう場合  
が発生することが予想できるのじゃな  
いか、こゝにふたつなことも言えるの  
であります。この法律が通りまして  
再編整備をやつた場合には、それがう  
まくいけば、そういうふうな協同  
組合でないものが直ちに市場を開く  
という意図は出てこないじゃないか、こ  
ういふふうにおかれわれの方は判定し  
ておるのであります。

○芳賀委員 特に産地市場の場合です  
が、これは北海道とかあるいは内地の  
府県においても実例があるので、大  
主として県の経済連あたりがこの産地  
市場の経営に当っておる。そういうこ  
とになると、この産地市場の場合は、  
この経営者は、その県等における非常  
に広範な地域における経営者というこ  
とになって、そうしてそれをまた郡単  
位とか特定の地域単位に市場を開設す  
るといふことの方が、産地市場の経営  
の場合においては非常に理想的でない  
かというふうな考えをおるのですが、  
当局の考えあるいは今後の指導方針等  
は、そういう形でやつていく御意図で

あるか、その点はいかがであります  
か。  
○渡部(伍)政府委員 私の方はそうい  
うふうな考えております。個々の単位  
組合でやるよりも連合会でやつた方が  
いい、こういうふうな考えをしてお  
す。しかしそれを一挙にどうい  
う考えは持っておりませんか、どう  
指導としてはそれをしたいと思つてお  
ります。

○芳賀委員 昨年から作つた畜産会に  
対しては、畜産の技術面の指導だけし  
やらさぬということ畜産局長は再三  
言つておつたのですが、今度のこの家  
畜取引法案に關係して畜産会なるもの  
は全然この面にはタッチしないのか、  
またさせるのか、そういう点はわか  
りませんか。

○渡部(伍)政府委員 これは地方の状  
況によつて変わってくると思ふますが、  
私どもとしては、畜産会に市場をな  
べく開設さうという考えは持つてお  
りません。この点は先ほど申し上げま  
すように、地方に市場がなくして新たに  
市場を作りたい。その場合に畜産会が  
やりたいというような場合が出てくる  
かと思ふますが、そういう場合には、  
その地方の実情を検討した上で指示  
しようと思つております。

○芳賀委員 それじゃ話が違ふじゃな  
いのですか。今まであなた、畜産会に  
対しては畜産技術の振興とか指導と  
か、そういう部面のことしかやらさぬ  
ということを強調してきたのです。こ  
の市場開設とか経営をやらすことにな  
れば、実際に畜産会がそういう事業面  
に進出するということになる。その機  
会を与えるということなのです。そう  
すると発足当時の考えと全く違ふので

す。一つの事例が生れれば、畜産会は  
当然家畜市場の開設者になれるんだ、  
というよりむしろなるんだというよう  
な能動的な考えが強く出てくる場合  
がある、大した違いじゃないですか。  
だからその点は政務次官から明らか  
にしてもらいたい。

○大石(武)政府委員 これは畜産局長  
にお答えさせたいと思ふます。

○渡部(伍)政府委員 私の言葉が足り  
なかつたと思ふのですが、現在先ほ  
ども申しましたように、市場がたくさん  
あるところと、ブランドになっておる  
ところがあるのであります。このブラ  
ンドになっておるところは、市場が要  
らないかという、やはり市場があつ  
た方がいい地方があるわけでありま  
す。その際に、協同組合がやりたいと  
言へば、協同組合の方が優先的に許し  
たいと思ふますが、しかし協同組合が  
やりたいくない、畜産組合連合会もな  
い、その際にだれがやるか、家畜商が  
市場を開くか、あるいは畜産会が開く  
かというふうな問題が出てくる場合が  
予想できるのであります。その際に  
は、畜産会が、その地方に適合すれば  
畜産会にやらした方がよからう、こ  
ういふのであります。お話のように、  
何でもかんでも畜産会にやらさうとい  
う考えでは全然ないのであります。そ  
ういふ場合があつた場合には、それも  
私どもはやむを得ないといふくらいな  
考え方であります。

○芳賀委員 この法律は市場開設者の  
資格条件をうたつてない、不適格条項  
だけしかうたつてないのですが、やら  
さぬとかやれないということにはなら  
ぬと思ふますが、そういう事態が生れ  
てくれば、今作られておる畜産会なる

八

ものの性格に大きな変化が現われてくることは否定できないのであります。むしろそういうことを事前に予見してそうした規定を作られたのかも知れぬが、技術指導程度のもので地方畜産会、都道府県畜産会を作るはずがない、何か魂胆があるんじゃないかというふうなわれわれは考えておるのですが、ぼつぼつこういふ点から実体が現われてきたように考えるのですが、これはやはり将来の農業団体のあり方と、いろいろの意味における問題をはらんでくるということだけを指摘しておきたいと思ひます。

その次は家畜商の問題ですが、これは法律的に家畜商法という法律があるけれども、これは有名無実で、あまり運用面では適切なものではないと考えられるわけですが、現在家畜商の資格等に対しては、昔は試験制度等があったのですが、現在はどうかという点で家畜商に対する許可を与えておるのですか。

○渡部(伍)政府委員 これは現在では家畜商法第四条の各号に免許を与えないものを規定しておるのであります。すなわち第四条第一項第一号が「禁治産者又は準禁治産者」第二号は「この法律又は家畜伝染病予防法に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終った日又は執行を受けないことが確定した日から一年を経過しない者」それから第三号は「第七条第一項又は第二項(免許の取消及び業務の停止)の規定による免許の取消があった日から二年を経過しない者」それから先般参議院の方から修正が家畜取引法案に關してありましたが、もしそれが御協賛があった場合には、禁錮以上の刑に処

せられた者もやはり二年以内は家畜商になれない。それだけの規定でありまして、今の事項に該当しないものは申請があれば全部免許になるということでありませぬ。これは先ほど神田委員の御質問にお答えいたしましたように、試験制度にしたらいじやないかということでは法律の改正案を立案しまして、本国会に出すつもりで法制局と協議を重ねただけの試験はだめである。衛生とかあるいは公安を害するといふふうな状況がない限りは試験制度はだめである、こういう結論になったのであります。ところがこの衛生の部面を家畜商に強制することは実情に現在のところ合いません。従つて先ほど申し上げましたように、これは自主的に府県とかあるいは畜産会等で推薦家畜商という制度をやつて試験のかわりにした方がいじやないか。ここでははつきり出ておられますように、ほかの法令でもそうありますが、強盗を働いても、刑を二年たてば、あるいは二年なり三年なりたてば、もう当然人民としての権利義務を百パーセント享受できるのは、憲法の規定になつておるのであります。われわれ行政官からいきまして、もう少し規制ができた方がいじやないかというのでありますけれども、法律的には現在までのところ、そういう改正ができないのが実情であります。

○芳賀委員 次に、先ほど神田委員からも枝肉市場の問題が出たのですが、肉畜及び食肉の消費改善等の措置の問題です。聞くところによると、政府は食肉会社というふうな販売会社のようなものを今考えておるようですが、その構想は現在どうなつておりますか。

○渡部(伍)政府委員 いろいろな考え方を今練つております。今の食肉会社という案は、家畜の生産者、それから肉の取扱ひ会社が一緒になつて、一つの施設を――施設というものは冷蔵庫、店舗、そういうものを持ちまして、今は枝肉で取引しているのですが、普通の公正な取引をするには、枝肉の個体個体が全部商品価値が違つておる。そこが問題になりますので、肉を骨からはずして、もも、ひれ、内臓、皮、そういうものにきれいに分けまして、急速冷凍にかけて、セロファンで包んで、だれが見てもこの商品はこういう部分であるからどれだけのグレードであるということがはつきりわかるようにしてやれば、取引が公明になるのではないかと、こういう考え方でありませぬ。外国ではそういうことをだいたやつておるわけでありませぬから、日本でもやれないわけはないじやないかという点で、案ができておるわけでありませぬ。しかし現在のところ、その施設もあるいはそれに対する技術者も、まだ十分ではありませんから、すぐそこまでいくことはどうかという意見もあつておる。あるいは少々無理でもやつたらいいじやないかという意見もあつておる。今各方面で、その案に対して検討が加えられつたものが現状であります。

○芳賀委員 そうすると、まだ素案程度で、それほど具体的にいつていないのですか。

○渡部(伍)政府委員 まだ検討の段階にあるわけでありませぬ。

○芳賀委員 枝肉取引の問題が、出ましたが、ことしの見返り資金の配分は、

枝肉市場の改善等に相当額の配分方針を立てておるに聞いているので、その計画は現在どういふふうになつておるのですか。

○渡部(伍)政府委員 ただいまのところ、出てきておるのは福岡、広島、大阪、名古屋、それから二、三の畜産協同組合から、加工工場をやりたい、それからその後継々と各市の屠場から、枝肉冷蔵庫の整備のために見返り資金をもらいたいという申請が出ておる。現在具体的に各屠場の設計書、それから市当局の予算的な裏づけがどの程度までできるかということを審査しております。そして私どもの希望としては、できるだけたくさん見返り資金をそちらの方に回したい、こういうことで、まだ検討いたしておる。

○芳賀委員 最後に枝肉市場の關係ですが、屠場と荷受機關との關係で、非常にいろいろな弊害を発生しておるのですが、こういう屠場の機構とか、そういう問題等に対して、農林省は今までどういう検討を加えておるのですか。あるいは重大な弊害等に対して、何らか注意等を喚起したようなことがあるのですか。そういう点を少し説明して下さい。

○渡部(伍)政府委員 先ほど申し上げましたように、屠場によつて非常に状況が違いますけれども、たとえば東京の屠場で申し上げますれば、私が繰り返していろいろ意見を申し上げておる点からいへば、要するに需要が非常に多くて、屠殺申し込みが非常に多いわけですから、屠場の順番をせり合ひ、従つて従来の顔ききの問屋さんでなければ、あ

とから来た人はうまく順番が回つてこないで、商機を失するというのが実情ではないかと思ひます。これを解決するには、どうしても屠場の施設を拡大しないと解決できないのであります。しかしそれまでも待てませんので、屠場長等と連絡しまして、できるだけ円滑にいくように協議はしております。しかし先ほど申しますように、根本は施設を拡大する以外には解決方法はなし。絶えずやかましく言つておつて、少しでも弊害を少くするのが現状では、関の山だ、こういうふうに思つておる。

○芳賀委員 それは施設にも關係があるかもしれませんが、旧来からの一つの因果關係というものが相当悪弊を温存しておるわけですね。たとえば屠場には常勤の労働に携はる屠夫といふことがおられます。それだけでは足らぬといふことになっておいて、今度は手伝い人夫といふものを提供しておるわけですね。たとえば食肉卸協同組合、そういう荷受機關からその手伝い人夫が出ていって、屠場へ持つてくるという肉畜等の処理の順位をそういうことによつてきめる、先に屠場へ着いて係留しておいても、それがあと回しになつたりその日の処理にならないというふうな場合が非常に多いにわれわれは聞いておるわけでありませぬ。こういう弊害は、これは運営上の問題ですから、当然その弊害を除去することはできると思ふのです。そういうことはできないのですか。

○渡部(伍)政府委員 これは施設が現在のような状況であれば、一ぺんそれを直せといつても、直してもまた翌日から同じことをやられる、すなわち従

来の問屋さんの勢力関係でどうしても  
そういうふうになつてくるのじゃない  
かと思ひます。それと一つは東京都と  
いたしまして、地方公務員の関係で  
馬場の人の扱いに相当苦心しておるよ  
うでありますけれども、なかなかうま  
いかない点があるのであります。根  
本はとにかく施設を拡大しなければ、  
先ほど申し上げましたように、いつて  
もまた翌日からとへ返る。まあ順次  
にはよくなると思ひますけれども、お  
話のようにきちつと改まるということ  
は現状では期待できません。

○芳賀委員 具体的に確認された弊害  
というものは即刻取り除く、屠夫が足  
らなければそれを増員しても、十分利  
用度が高いので、屠場の経営が成  
り立たぬということではないのでしょ  
う。ただ手伝い人夫を出しておるとい  
うことに名をかりて、そこで順位をつ  
ける、有力な商人がいつも非常に優位  
を保つておる。そうなる生産者側は  
それによつて非常な不利を受けるとい  
うことは当然です。これは農林省が監  
督の任に当っておるのですから、慣行  
上やむを得ぬということではなくて、  
そういう実態を調べて、弊害を是正す  
るという勇氣はないですか。

○大石(武)政府委員 お答えいたしま  
す。たゞいまのお説はごもつともと思  
いますけれども、畜産局長からお答え  
しましたように、事情が非常にむずか  
しい問題であります。非常に困難な問  
題でありますけれども、ことに今まで  
の伝統と申しますか、因襲と申しま  
すか、そのような悪いことは除去する  
のが当然でありますから、できるだけ努  
力いたしまして、なるべく早く屠場の  
拡大をいたしまして、かような悪習に

対しては一日も早く是正されるよう  
いたす方針であります。  
○芳賀委員 これは政務次官、別に憲  
法違反ならぬでしよう。憲法違反だ  
とすれば別でありますけれども、そう  
いふとすれば、公營的な屠場の運営は、  
そういう悪弊を断つて、正しい姿に戻  
さなければならぬ。そうでなければ、  
一般市民に対して低廉な、優質な食肉  
を提供することができないというよう  
なことにもなつてくる。毎日の新聞等  
を見ても、経済欄の終りの方に、きの  
うの未処理の大家畜の数が何頭とい  
うことが毎日出ています。そういう  
ものをあなた方が見ておれば、どこ  
にその原因があるかということも明ら  
かになると思ふ。だからこの点に對し  
ては、直接この法案には関係はないの  
ですけれども、流通過程の中において  
は、先ほど神田委員が言つたように、  
家畜取引の一貫した流れの中における  
枝肉市場の適正なる運営というものが  
当然必要なことになつてくると思ふ。  
具体的な事例をいろいろ並べればい  
いのですが、時間もありませんし、これ  
は私もよりも当局の方が知つてい  
ると思ふ。ですから、ここでそういう弊  
害を十分究明して、直ちに是正する  
ということを確認していただければ、こ  
の問題はこの程度にしておきたいと思  
います。いかがですか。

○大石(武)政府委員 おつしやる通り  
でございます。その通り是正すること  
に極力努力いたします。そして悪因縁  
を絶つことばかりでなく、それと同時  
に設備の拡大ということに懸命に努力  
いたす方針でございます。  
○芳賀委員 最後に、これは参議院か  
ら回付された案ですが、参議院におけ

る修正が行われているのです。これに  
対しては委員長にお尋ねしますが、修  
正をされた参議院側から修正の説明を  
受けるべきであるか、あるいは政府当局  
から受けた方がいいか、それは委員長  
に取り計らひをおまかせしたいと思ひ  
ますが、とにかく修正点に対する一応  
の御説明を受けたらと思ひます。  
○村松委員長 政府が参議院にかわつ  
て説明をし、かつその内容については  
妥当であるという御説明を申し上げて  
おりますので、この際政府に対して御  
質疑を得れば幸いと思ひます。政府も  
答弁の用意ありますね。  
○大石(武)政府委員 家畜取引法案の  
政府原案について提案理由の説明を以  
前に申し上げたのでございますが、参  
議院において修正の点がございませ  
う、かゝつて御説明申し上げたいと思  
ひます。

その主要な点の第一は、家畜市場の  
登録基準として、禁固以上の刑に処せ  
られ、刑余二年を経過しない者には登  
録を与えないこととする。第二点は、  
禁固以上の刑に処せられた者、その他  
家畜商法、家畜伝染病予防法または家  
畜取引法の違反者で刑余二年を経過し  
ない者は家畜市場免許の欠格事由と  
し、その免許を取り消すこととする、  
この二点でありまして、その他これに  
伴う経過規定等の修正が行われたので  
ございます。この修正点は中央卸売市  
場における卸売人、商品取引所におけ  
る会員及び証券取引所における会員に  
ついても同様の規定がございまして、  
家畜商等の業界におきましても、要望  
のあるところを考慮して、これになら  
うという趣旨でございます。

○村松委員長 それに対する政府の意  
見は……。  
○大石(武)政府委員 この通りの修正  
で当然けっこうでございます。  
○稲富委員 先刻神田委員並びに芳賀  
委員の質問に関連して、二、三点お尋  
ねしたいと思ひます。  
まず先刻の登録の資格の問題で、資  
格の問題を明記することは憲法に抵触  
するようなおそれがあるから、これは  
やらなかつたという説明のようであり  
ます。ところが第五号の五に「家畜市  
場を開設し、及び運営するのに必要な  
資力信用を有しない者」というのは、  
これは資格がないことになつていて、  
法律の制裁を受けた者は、こういう規  
定によつて資格はないといつても、こ  
の五号の規定というものは、それを登  
録をさせるかさせぬかという一方的な観  
察が行われると思ふ。憲法に抵触する  
からその資格は与えなかつたというの  
なら、第五号の問題は人間の基本的人  
権をこれによつて認めてないことにな  
るのでございますが、この第五号は憲  
法には抵触しないという解釈でござい  
ますか。

○渡部(伍)政府委員 家畜市場を開設  
するには一定の施設が要るのでありま  
すし、それからこの法律に基きまして  
は代金決済の責任者になるわけでは  
登録を申請する場合には一定の申請様  
式に、どれだけの施設をし、どうい  
うことをやるかということがあります  
から、それにも金がない、あるいはと  
にかく家畜の取引について全然未経験者  
であるというものは欠格条項にして  
るのであります。適格条項にして  
わけではありませぬから、前各号と同

様の趣旨とわれわれは考えておりま  
す。  
○稲富委員 欠格条項の中に第五号が  
入つてゐるというところは、第五号の解  
釈によつて非常に欠格条項というもの  
が広げられることになつてくると思  
う。市場を開設しようとする以上は  
やはりそれだけの設備その他してやる  
でございませう。ところがこの五号の  
解釈の工合によつては、しかも資力信  
用を有しないといふので、しかも、こ  
れは解釈によつて非常に広範に解釈さ  
れる場合があると思ふので、この点で  
あなた方が憲法の趣旨を尊重されよう  
とするならば、その趣旨には非常に沿  
わないようになつておる。この点を  
一つ提案者がどう考えられておるかと  
いうことを重ねてお聞きしたいと思  
う。

○渡部(伍)政府委員 資力の方は今の  
施設をいたすだけの資力が最低必要だ  
と思ふ。それから信用は、たとえば  
それに基いて金を借りる、協同組合なら  
協同組合あるいは銀行なら銀行が金を  
貸すくらい信用がなければいけません  
わけです。しかしこれは抽象的にはさ  
ういふことでありますけれども、大体家  
畜の取引の経験者であるとかあるいは  
どういふ団体であるかということ、  
そうとつびなものを出てこないのが実  
情ではないかと思ひますけれども、御  
心配になるような非常に広範な解釈が  
行われるというおそれはないものと考  
えております。

○稲富委員 そうしますと、こういう  
ような不適格条件を持たない人は全部  
登録してもいいということになつて  
くる。ところが今度は市場再編整備を促  
進することによつてこれもまたあとか

ら抑制されてくることになつてくる、この点はどうかですか。

○渡部(伍)政府委員 これは第十九条以下の規定では現在乱立しているのを整備しよう、こういう考えであります。

○稲富委員 憲法違反にならぬですか。

○渡部(伍)政府委員 これは憲法違反にならぬようにみな相談によつてそれに得心してやるということになつておりますから、憲法違反にはなりません。強制的にやればなるのであります。

○稲富委員 相談がまとまらなかつたら……

○渡部(伍)政府委員 相談がまとまらなかつたらこれはできない。それから五条の方ではそういう整理をしたときにまた出てくるものがあるはずはないか、こういう御心配ではなからうかと思つて、それだけやかましく整理をしてそのあとに出てくるということ、私どもとしては常識から考へてその心配はないもの、とこういう判定でこの規定を使つたわけでありませう。

○稲富委員 いま一点だけ芳賀委員の質問に関連してお尋ねしたいと思つて、従来家畜の取引の弊害というものは、市場外の取引が非常に多かったと思つて、ところがこの市場外取引に対して何ら抑制されない。これは憲法に抵触するからと、こういうことなんです。非常に憲法上の精神というものを重要視されるのでございませうが、その結果骨抜きになつていふ形なんです。それで生産地の市場に對しては、これは再編整備といふことが行われるかもしれませうが、最も弊害の大きい

消費地方におきます市場外の取引というものに対して何ら抑制がない。こういうことに対してはどういうようなお考えを持つてこの弊害を除去しようとお考えであるか。ただこれは家畜商の試験制度の問題を考へておる、こうさつておつしやつておるのであります。これに對して何か具体的な案がこれに関連してあるのをごさいますか、それともこれは野放しにしてお送り、やむを得ない、こういうことで見送らう。ただこの取引法だけ通しておのだけれども、消費地方におきます最も弊害の多い市場外の取引等はそのまま野放しにしておくのだとお考えであることは、私はこれは非常に家畜取引法の基本的な精神に沿つていないと思つて、これに對してどういふようなお考えを持つておるのか、承つておきたいと思つて。

○渡部(伍)政府委員 これは産地市場と消費地市場とは画然と性格が變つておるわけであらう。消費地市場の方ではほんとうに肉屋さんと家畜商なら家畜商の取引が重点をなしておる。生産者が出る場合でも、それは団体として出てくるわけでありませう。従つてその場合には何といひますか、ほんとうの商売、虚々々々の商売がでるわけでありませう。産地の市場はそ

うじやなくして、一方では天下の経済情勢のよくわからない生産者に対して、よくわかつておる家畜商という関係にありませう、その点にわれわれは注意を集中しておるわけであらう。従つて産地の家畜市場で公正な取引ができて、そこで買った家畜を家畜商が消費地へやる場合には、これは家畜商の責任になりますから、そこで

もうけんがために産地の方で家畜商が生産者をたたくということがないことだけを防止しておけば目的の大半は達成できる、こういうふうな考え方から、産地の家畜市場の指導育成に重点を置いておるのでございませう。

○稲富委員 その点で、私、申し上げておきますように、この取引法の重点というものが生産地の市場に非常に重きをなしておるわけであらう。消費地方におきます市場外取引によりまして牛馬を非常に動かすのです。ここに非常に弊害があるのです。これを野放しにするといふことは、せつかく農家経済をよくするために家畜取引法を立案されましたその恩恵には消費地方の農民は浴さないような結果になりやせぬかと思つて、この点に對してどういふような将来の対策を持っておられるか、この点を承つておきたいと思つて、この質問の趣旨なんです。

○渡部(伍)政府委員 お配りしている表にありますが、たとえば神奈川県等は市場外がゼロになつておりますが、消費地の近くはやはりブローカーなり、肉屋さんなりが直接入り込むチャンスが多いわけでありませう。しかしその場合でも取引には書面で契約書をとりかゝる規定を置いておられます。それよりも、結局市場を開いて、そこでせりをして公明な取引ができた方がい

いのでありますから、この法律ができればそれによつて市場ができることも相当出てくるのではないかと思つておられます。そうして市場で取引を公表すればおのずから今までのような、生産者がそういうつまらない食ひものにな

るといふようなことは防止できる、こういうふうにお考えます。

○稲富委員 それは非常に認識が足りないと思つて、消費地方でたとい市場を開設したとしても、やはり市場外の取引というものを取り締つておる時代でも、市場にかけなくちゃいけないといふことになると市場はただ持つていくだけなんです。そうして手数料を払うだけが市場の行爲になつてしまつていくことが多々あります。それを今度放しにしておくということになりませう、たとい消費地方で市場を開設したところ、わざわざ手数料を納めるために市場を持つてくるものはない、こういう弊害が生ずるわけだが、これに對しては何かの家畜取引法というものをここに具体化する以上は、この点に對する考え方というものを置いておくことが、私は農家経済をよくし、農民のためには非常にいいことではないかと思つておるのです。ただこれを出すことによつて消費地方もだんだん市場を持つてくるだらう、こういうふうな考え方というものは、これは実態を知らない考え方なんです。こういうふうな実態があるのです。市場外の取引の方が横行するのですから、これに對して何とか考へないかということをお聞いおるわけなんです。

○渡部(伍)政府委員 これは私の方の認識不足という御指摘のようでありませう、今市場が一番うまくいつておるのは群馬県と神奈川県であります。近くにそういういい模範例が二つあるのではありません。私どもが考へるのば、要するに市場の運営がうまくいけばこの

法律の条項によつて相当規制を加えますから、そこへおのずからくるだらう。もしこなくてもこの場外取引の場合には二十八条によりまして文書の契約をするということになります。一方では市場で、ほかの県でも、先ほど御指摘がありましたように新聞に相場が出ておるわけでありませうから、そこで注意を喚起して場外取引もそこでやつていく。もつと家畜の頭数がふえあ

いはどうせそういうことをすればせりにした方がいいということなら市場開設ができる、こういうことを期待するわけでありませう。これは一見非常に遠なようでありませうけれども、単刀直入にびつとこう規制しても取引がその通り行われぬのが取引であると思つて、一方においては生産者の方の自覚を促すことも重要でありませう、いろいろな手段で農家経済に好影響をもたらすことを期待しておるわけでありませう。

○稲富委員 これで最後です。二十八条によつて場外取引の弊害等を除去しようといふ考へを持っておる。こういう考へ方は非常によけいなんです。そういうことは形式上の問題であつて、實際弊害は減らないと思つて。しかしこの問題はいろいろここで議論をしましてもしょうがございませうので、いずれ何かの機会に場外取引の弊害といふものを何とか一つ考へていただきたい、こういうことをこの機会に私望いたします。私は関連でございませうから、私の質問は大体この程度にいたしますけれども、何とか考慮していただきたい。

○村松委員長 ほかに御質疑はありますか。

せんか。——なければこれにて質疑は終了いたしました。

なお本会議終了後再開いたします。その際に群馬県の凍霜害に関する色彩映画をこの部屋においてお目にかけたと思います。

暫時休憩いたします。

午後一時九分休憩

午後三時三十五分開議

○村松委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

家畜取引法案を議題といたし、審査を進めます。

討論に入ります。討論はありませんか。——なければ直ちに採決いたします。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○村松委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際、神田大作君より本案に対し附帯決議を付したいとの申し出があります。これを許します。神田大作君。

○神田(大)委員 私は、自由民主党並びに社会党共同提案による、家畜取引法案に対して附帯決議をいたしたいとの動議を提出いたします。

まず案文を朗読いたします。

家畜取引法案に対する附帯決議案

政府は、家畜取引に内在する因襲を打破し、その改善を図るに当り、着実な効果を挙げるため、左記各項に留意して本法の運営に当るべきである。

記

一、家畜取引の公正をはかり、生産者の利益を擁護するため、市場開設者はせり人を置いてせり売を行なうよう業務規程の作成について強力に指導すること。

二、産地家畜市場における取引を増加させ、その利用度の向上をはかるため、市場再編整備地域をできるだけ広範囲な地域について指定せしめるよう指導すること。

三、産地家畜市場は本来農業者の共同利用施設たるべき性格にかんがみ、かつ、再編整備を円滑に促進するため、できるだけ実情に即して市場の開設及び運営に当らしめるよう指導すること。

四、枝肉取引をめぐる悪弊を剪除し、これを近代化するため、屠畜場の整備及び枝肉市場の新設並びにその取引方法の改革等に関し明確な方針を樹立実行し、併せて系統農協による肉畜の共販態勢の確立に努めること。

右決議する。

以上であります。

○村松委員長 ただいま神田君より提案されました附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村松委員長 御異議なしと認め、さうに決定いたします。

この際、附帯決議に対する政府の所見を求めます。

○大石(武)政府委員 ただいま神田委員より御提案になりました家畜取引法案に対する附帯決議につきましては、政府としては全面的に賛成を申し

上げる次第でございます。この線に沿いまして法の運営を十分に行なつて参る所存でございます。

まず第一点のせり売りの点につきましては、諸外国においてもせり売りが行われておりますし、わが国における家畜取引をめぐる因襲等にかんがみまして、せり売りを徹底することが取引の公正をはかるゆえんであると存じます。

第二点の産地家畜市場の整備をできるだけ広範の地域において行うことは、整備を促進していくゆえんでもあるうと思ひます。

その他、以下の点につきましては全く同感でございます。

○村松委員長 なお本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村松委員長 御異議なしと認め、さうに決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十九分散会

〔参照〕

家畜取引法案(内閣提出)(参議院送付)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕